



函館市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、病院局を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年2月6日

函館市監査委員	渡	辺	宏	身
函館市監査委員	植	松		直
函館市監査委員	北	原	善	通
函館市監査委員	茂	木		修



平成26年度 定期監査結果報告書（病院局）

1 監査の対象部局

病院局

2 監査の対象

財務監査

平成26年4月1日から平成26年8月31日までに執行された収入事務，支出事務，契約事務およびこれらに関連する事務

3 監査の期間

平成26年10月6日から平成26年12月1日まで

4 監査の方法

今回の監査は，上記の事務を対象として調査事項を定め，関係法令等および予算に基づき，適正に執行されているかについて実施し，監査にあたっては，抽出により諸帳簿等の関係書類について検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

本件定期監査の結果は，以下のとおりである。

（1）全般的事項

ア 予算の執行について

予算の執行においては，収入・支出予算の執行状況を予算執行計画整理簿，総勘定元帳等の関係書類をもとに検査した結果，適正に執行されていたが，次のとおり監査意見を付す。

（ア）監査意見

当年度の上半期の経営状況について予算と実績額を比較すると，市立函館病院ではD P Cの基礎係数が変更となり診療報酬の基礎額が下がったことや精神科の診療体制縮小などにより，医業収益が減少したため，収益的収支差引は予算より悪化している。

このことから，今後においては，診療報酬の加算の取得など収益の確保に努めるなど，早期に対策を講じ経営の健全化を図

る必要があるものと思料する。

イ 現金取扱事務について

現金取扱事務においては、金銭出納簿等の関係書類をもとに検査した結果、適正に処理されていた。

ウ 庶務的事務について

庶務的事務においては、出勤簿、休暇承認簿、時間外勤務命令簿等の関係書類をもとに検査した結果、概ね適正に処理されていた。

(2) 個別的事項

ア 収入事務について

収入事務においては、職務住宅賃貸料を対象とし、調定から収入に至るまでの執行状況を収入調定簿等の関係書類をもとに検査した結果は、次のとおりである。

(ア) 指摘事項

職務住宅へ入居させる職員の指定手続きにおいては、函館市病院局職務住宅管理規程（平成18年病院局規程第31号。以下「管理規程」という。）第3条により、当該職務住宅に入居させようとする職員の氏名、世帯の状況、入居予定年月日その他必要な事項を記載した函館病院長、函館恵山病院長または函館南茅部病院長の内申書による内申に基づき、公営企業管理者が入居させる職員を指定するべきところ、その手続きに不備があったことから、管理規程に則った適正な事務の執行を図られたい。

また、市立函館病院では、職務住宅として民間から1棟（40戸）を借り上げている物件の空室について、診療応援医師の滞在用、実習のために来院する医学生の宿泊用として提供しているが、管理規程および市立函館病院職務住宅事務処理要領（平成14年8月26日施行）には、その根拠や所要の事務処理等についての定めがないことから、適切な運用を図られたい。

イ 支出事務について

支出事務においては、修学資金貸付金を対象とし、支出負担行

為から支出命令に至るまでの執行状況を支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。

ウ 契約事務について

契約事務においては、市立函館病院愛児園保育および給食業務委託契約を対象とし、契約から支払に至るまでの執行状況を契約書、支出負担行為伺書等の関係書類をもとに検査した結果、適正に執行されていた。